

# 音羽橋周辺エリアの土地取得について

## 1. 事業の概要

鶴居村では、音羽橋周辺において計画が進められていた大規模太陽光発電施設（いわゆるメガソーラー）設置計画に関し、当該地の景観的・歴史的・環境的価値を総合的に勘案し、当該区域の土地を取得いたしました。

本事業は、音羽橋周辺エリアが有する本村を象徴する景観および自然環境を将来にわたり保全し、適切に継承していくことを目的とするものです。

## 2. 音羽橋エリアの位置関係

音羽橋エリアは、本村の象徴であるタンチョウのねぐらを一望することができる地点であり、多くの来訪者がその景観を求めて足を運ぶ、いわば村の象徴的風景を体現する空間です。

太陽光発電施設開発計画エリア周辺は、鶴居村景観計画において特別区域（重点道路沿道区域）に指定されているのみならず、重要な眺望点にも位置付けられています。すなわち当該地は、村の景観形成および将来像を方向付ける上で、計画上も極めて重要な役割を担う区域です。

さらに本地は、明治18年に鶴居村への入植が開始された村政発祥の地に属する歴史的エリアであり、周辺には縄文期の遺跡が点在し、また村の産業の歩みを今に伝える山林地域が隣接するなど、悠久の時間を内包する土地です。ここには自然環境のみならず、人の営みの歴史が幾層にも重なり合っており刻まれています。

## 3. 取得した土地の概要及び取得金額

### （1）赤色の土地（合計 75,105㎡）

- ・ 所在：鶴居村字雪裡731-1
- ・ 地目：原野
- ・ 面積：75,105㎡
- ・ 所有者：鶴居村、公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会（共有）
- ・ 取得価格：金 3,000,000円（村負担分：金 1,500,000円）

### （2）黄色の土地（合計 106,140㎡）

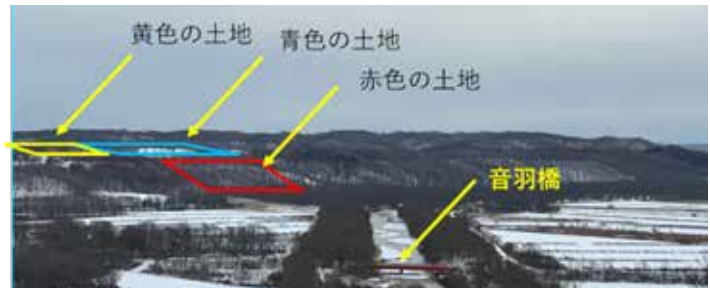
- ・ 所在、地目・面積：

①鶴居村字雪裡730-1（原野）	37,442㎡
②鶴居村字雪裡730-5（原野）	60,066㎡
③鶴居村字雪裡731-2（原野）	1,119㎡
④鶴居村字雪裡732（山林）	3,677㎡
⑤鶴居村字雪裡971-1（原野）	2,432㎡
⑥鶴居村字雪裡971-2（雑種地）	1,404㎡
- ・ 所有者：鶴居村
- ・ 取得価格：金 80,000,000円  
（内訳）

土地代：金 4,240,000円
補償費：金 75,760,000円

### (3) 青色の土地 (合計 168,059㎡)

- ・ 所在：鶴居村字雪裡735
- ・ 地目：原野
- ・ 面積：168,059㎡
- ・ 所有者：鶴居村、公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会（共有）
- ・ 取得価格：金 6,720,000円（村負担分：金 3,360,000円）



## 4. 寄附金の概要

本土地取得にあたっては、本趣旨に賛同いただいた企業・団体・個人の皆さまから寄附金をいただきました。

鶴居村は、皆様からお預かりした大切なお寄付を基に、音羽橋周辺の貴重な自然と景観を守るため、今後も全力で取り組んでまいります。

改めまして、心温まるご支援に感謝申し上げますとともに、引き続きのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

- ・ 実施期間：令和7年9月11日～30日
- ・ 寄附総額：金 88,553,971円

## 村としての意思

本件の本質は、単なる法的適否の問題に尽きるものではありません。

法令に照らした妥当性を確認することは当然の前提ですが、それだけでは、この判断の重みを語り尽くすことはできません。

音羽橋エリアは、本村の象徴であるタンチョウが悠然と舞い、命を育む場所であります。厳しい自然と向き合いながら郷土を切り拓いてきた先人の歩みが刻まれ、幾世代にもわたり村民が守り続けてきた、かけがえのない風景です。

この景観は、単なる観光資源ではなく、村民の誇りであり、本村の歴史そのものであり、「鶴居村とは何か」を体現するアイデンティティそのものです。

いま私たちは、将来に対する責任を問われていると考え、「何を守り、何を次代へ引き継ぐのか」その問いに、行政として逃げることはできません。

本件土地を取得するという判断は、経済合理性のみを尺度とするものではありません。もちろん、財政規律を軽んじるものでもありません。しかし、それ以上に重要ことは、この地の自然と歴史的価値を確実に守り、将来世代へ継承するという、村としての明確な意思を示すことにあります。

**目先の利害得失ではなく、長期的な公共の利益を選択すること。一時の効率ではなく、百年先を見据えた価値を守ること。**

それこそが、地域を預かる自治体としての責任であり、未来への約束でもあります。

本件の判断は、単なる土地取得ではなく、本村がどのような村であり続けるのかという、理念の選択でもあります。

以上が、本件に対する村の結論です。